

監査報告書

平成19年9月3日

独立行政法人 日本貿易保険

理事長 今野 秀洋 殿

独立行政法人 日本貿易保険

監事（常勤） 西川 茂樹



独立行政法人日本貿易保険監査規則第2条の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の業務及び会計について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事、コンプライアンス委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案））及びその附属明細書について検討いたしました。

1. 監査の結果

（1）事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令に従い、日本貿易保険の状況を正しく示しているものと認めま



す。

二 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人みずほ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上